

議案第40号

狭山市立図書館設置条例の一部を改正する条例

狭山市立図書館設置条例（昭和56年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

狭山市立図書館条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

第3条中「狭山市教育委員会」の次に「（以下「教育委員会」という。）」を加える。

第4条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

（休館日）

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- （1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項及び第3項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初に到来する休日に当たらない日）
- （2）12月28日から翌年の1月4日までの日
- （3）館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日若しくは休日又は第1号に規定する日に当たるときは、その翌日以後最初に到来するこれらの日に当たらない日）
- （4）特別整理期間（毎年10日以内で教育委員会が別に定める日）

（利用時間）

第5条 図書館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、事情によりこれを変更することができる。

（入館の禁止等）

第6条 教育委員会は、図書館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

（指定管理者による管理）

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3

項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の資料の整理、保存及び利用に関する業務
- (2) 図書館の施設の利用に関する業務
- (3) 図書館の事業の企画及び実施に関する業務
- (4) 図書館の施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、図書館の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条ただし書、第5条ただし書及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条ただし書中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第5条ただし書中「事情により」とあるのは「事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、」とする。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成27年6月9日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

#### 提案理由

狭山市立図書館の効率的な運営を図るため、同施設の管理について指定管理者制度を導入するとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。